

第3章 職員の給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適應するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適當であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適當な勧告をする義務を負っている（情勢適應の原則）。給与法においても、職員の給与額を研究して適當と認める改定等を国会及び内閣に同時に勧告することが定められている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥當な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払いの監理等を行っている。

第1節 給与に関する報告と勧告

1 給与勧告の仕組み

(1) 給与勧告の意義と役割

国公法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するよう随時変更することができることと規定し、本院には、その変更に関して勧告をすることを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適當であるかどうかについて報告し、必要な勧告を行う責務を課している。

国家公務員については、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、その労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保する機能を有するものであり、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきた。

国公法第3条は職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

(2) 民間準拠を基本に勧告を行う理由

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないことから、その給与水準は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

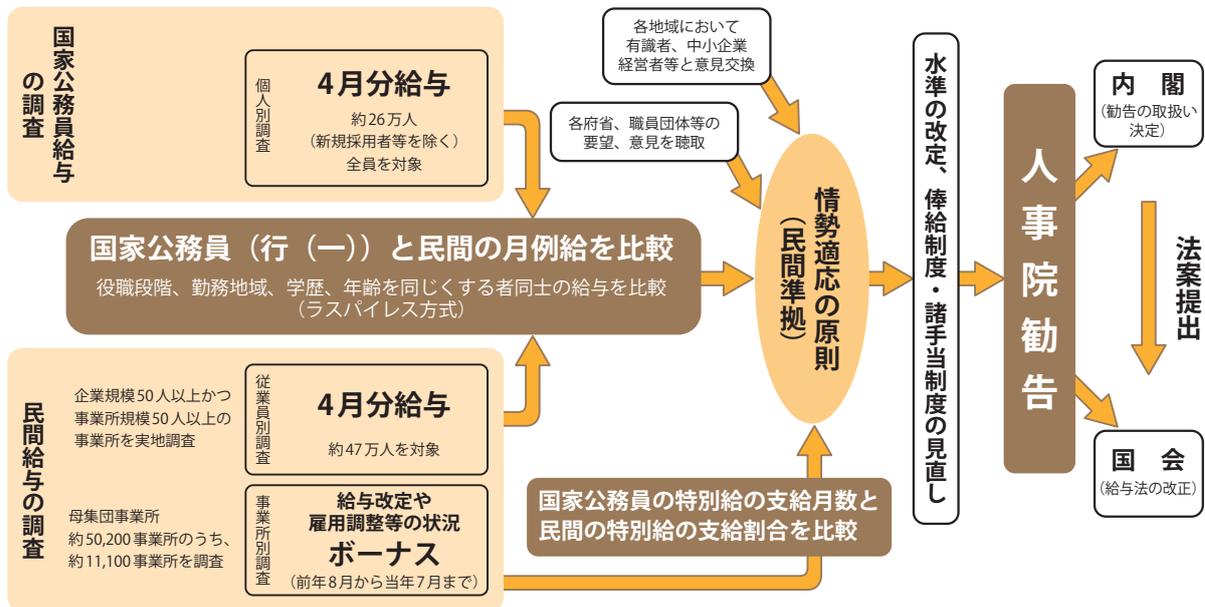
(3) 民間給与との比較

〔月例給の比較〕

毎年、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務と民間の4月分の給与を精確に把握し、単純な平均値の比較ではなく、主な給与決定要素である職種、役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレース方式）を行い、公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）

を基本に勧告を行っている（図3-1）。

図3-1 給与勧告の手順



〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年8月から当年7月までの直近1年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当、勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

2 平成24年の報告と勧告

平成24年8月8日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。その内容は第1部第1章に掲げるとおりである。

3 公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：1月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調査項目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：4月1日における給与等の状況を集計

平成24年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

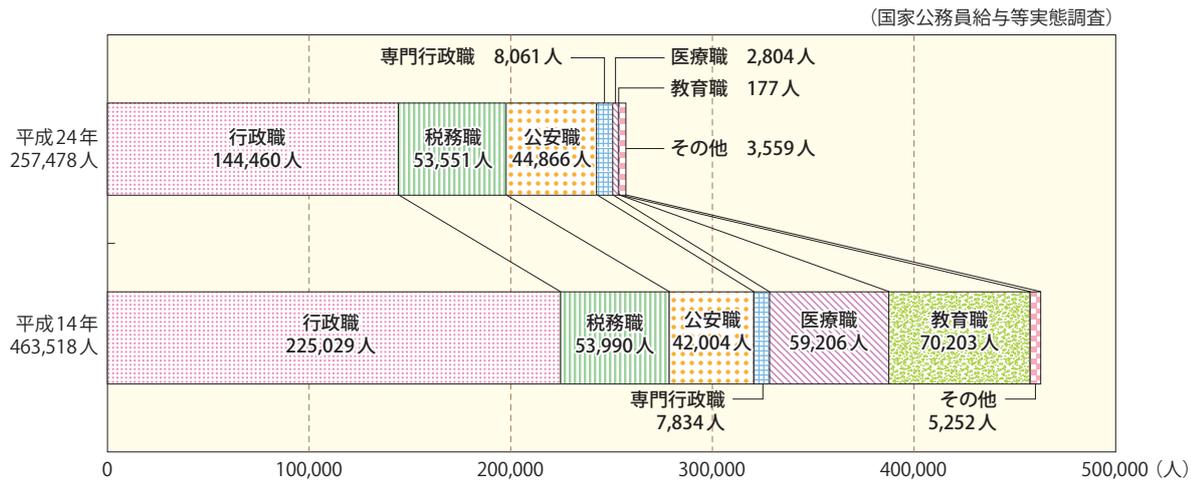
なお、平成24年調査は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられていることに鑑み、4月における平均給与月額について、当該措置による減額前の額と当該措置による減額後の実際の支給額の双方を把握した。

(1) 職員の構成

国家公務員の人数は引き続き定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、さらに、平成16年4月の国立大学の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行が大きく影響して、平成14年と比べると約21万人減少している（図3-2）。

また、全職員の平均年齢は図3-3のとおりで、平成16年は国立大学の法人化等による人員構成の変化に伴い低下したが、近年の傾向としては、在職期間の長期化等により上昇が進んでいる（資料3-1～3-3）。

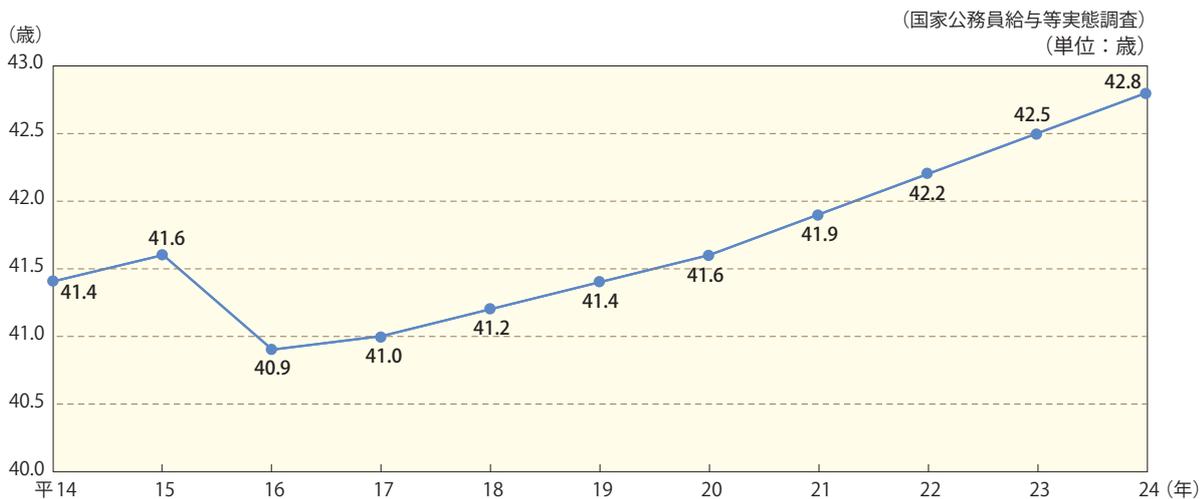
図3-2 職種別職員数



(注) 1 職員数は、一般職非現業国家公務員のうち、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下図3-3、表3-1及び表3-2において同じ）。

2 行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、平成24年が140,981人（54.8%）、平成14年が211,803人（45.7%）である。

図3-3 平均年齢の推移



(2) 職員の給与

平成24年4月1日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表3-1及び表3-2のとおりである（資料3-2）。

表3-1 給与種目別平均給与月額

(平成24年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	全職員		行政職俸給表(一)適用職員	
	減額前	減額後	減額前	減額後
	円	円	円	円
俸給	342,168	317,013	329,917	304,944
扶養手当	12,313	12,313	12,260	12,260
俸給の特別調整額	11,200	10,080	11,899	10,709
地域手当等	36,078	33,433	36,337	33,637
住居手当	3,751	3,751	4,001	4,001
その他	6,235	6,210	7,375	7,355
合計	411,745	382,800	401,789	372,906

- (注) 1 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である(以下表3-2において同じ。)
 2 「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当及び超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2 主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

(平成24年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額	
			減額前	減額後
	人	%	円	円
通勤手当	213,856	83.1	13,941	—
地域手当	201,377	78.2	44,095	40,859
扶養手当	149,078	57.9	21,266	—
俸給の特別調整額	41,840	16.2	68,920	62,028
住居手当	37,982	14.8	25,426	—
広域異動手当	29,328	11.4	13,964	12,971
寒冷地手当	27,943	10.9	7,220	—
単身赴任手当	20,459	7.9	34,416	—

- (注) 通勤手当、扶養手当、住居手当、寒冷地手当、単身赴任手当は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置の対象外である。

4 民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。

(1) 平成24年調査の概要

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所のうち、農林業及び一部のサービス業を除いた50,187事業所

イ 調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により916層に層化し、これらの層から無作為に抽出した11,085事業所

ウ 調査方法・内容

平成24年5月1日から同年6月18日の間において、69の都道府県、政令指定都市等人事委員会と共同により、同年4月分として支払われた給与月額等について直接事業所に

赴き実地調査を実施

エ 集計の方法

総計や平均値の算出に関しては、事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じて母集団に還元した形で行い、特定の地域、規模、産業に偏った結果が出ることのないように配慮

(2) 平成24年調査結果の概要

ア 調査完了事業所

9,971事業所（調査完了率90.6%）（資料3-4）

イ 調査実人員

公務と類似の職務と考えられる78職種（うち、初任給関係19職種）に従事する常勤の従業員468,656人（うち、初任給関係27,590人）

なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,461,078人

ウ 初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

資料3-5から資料3-7のとおり。

第2節 給与法等の実施

1 制度改正

(1) 通勤手当

ア 国際機関等派遣及び研究休職等に起因して復帰等の際に新幹線等通勤となった職員を、通勤手当の新幹線等特例（特別料金等の半額分の通勤手当を支給）の支給対象とするため、規則9-24（通勤手当）の一部を改正した（平成24年10月15日公布・施行）。

イ 通勤手当に係る事務合理化の観点から、あらかじめ国際機関等派遣が明らかな場合など特例的な支給単位期間の設定が可能な事由を拡大するため、規則9-24（通勤手当）の一部を改正した（平成25年3月15日公布、同年4月1日施行）。

(2) 単身赴任手当

国際機関等派遣及び研究休職等に起因して復帰等の際に単身赴任となった職員を、単身赴任手当の支給対象とするため、規則9-89（単身赴任手当）の一部を改正した（平成24年10月15日公布・施行）。

(3) 特殊勤務手当

ア 規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正

特殊勤務手当の適用範囲の見直しを行い、規則9-30（特殊勤務手当）の一部を改正した。主な改正内容は、次のとおりである。

(ア) 一部業務について手当の支給対象業務から除外（水上等作業手当）（平成24年3月30日公布、同年4月1日施行）

(イ) 手当の適用範囲の拡大（航空手当、防疫等作業手当）（平成24年4月6日公布・施行、同年4月1日適用）

イ 規則9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部改正

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域の見直しが行われたことなどから、同発電所の敷地内及びその周辺の区域で行う

業務に係る手当（災害応急作業等手当）の支給額等の一部改正を行った（平成24年5月1日公布・施行）。

(4) 行政組織の改廃等に伴う改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、指定職俸給表の適用範囲の変更を行うため規則9-2（俸給表の適用範囲）の一部を改正したほか、規則9-6（俸給の調整額）、規則9-17（俸給の特別調整額）等の一部を逐次改正した。

(5) 昇給抑制の回復措置

給与改定・臨時特例法においては、給与構造改革の経過措置を平成26年3月末に廃止するとともに、経過措置が段階的に解消されることにより生じる原資を用いて、平成24年、平成25年及び平成26年の4月1日に、規則で定める職員の昇給回復を行うこととされた。

給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復について、同日において31歳以上39歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮して、最大1号俸上位の号俸とするため、新たに規則9-133（平成25年4月1日における号俸の調整）を制定した（平成25年2月15日公布、同年4月1日施行）。

2 級別定数の改定等

(1) 級別定数の改定

職員の給与は、その職務と責任等に応じて決められる俸給表及び職務の級に基づいて支給される。職員の職務の級は、各府省が人事院の定める級別定数の枠内で決定すべきものとされている。級別定数は、各府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、組織別、会計別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適正・妥当な職務の級の決定が行われるよう、給与格付けの統一性、公正性を確保する役割を担っている。具体的には、級別標準職務を基準とし、職員の担当する職務の困難度や責任の程度等を踏まえ、当該職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容も考慮して級別に定数を設定している。

級別定数は、公務における各職務の級の職責の価値を担保しており、給与勧告の前提となる官民給与比較を行う上で重要な機能を果たしている。また、職員の昇格枠として職員の重要な勤務条件であることから、労働基本権制約の代償機関である人事院が、労使交渉に代わるものとしてその設定及び改定を行っている（平成24年度の職員団体との会見数は、93回）。

級別定数については、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、毎年、所要の見直しを行うこととしている。平成24年度においても、公務組織の円滑な運営及び職員の士気の維持・高揚を図る必要性並びに職員構成の変化による世代間の大きな不公平や府省間の著しい不均衡が生じないこと等に配慮しつつ、職務・職責の内容・程度、職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容に応じた適切な給与上の評価を行うとともに、必要性の薄くなった定数については積極的に回収を進めるなど、各府省の実情を踏まえ、所要の改定を行った。

(2) 職務の級の決定等の審査

職員の採用、昇格、昇給に当たっての給与決定については、規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）等に定める基準に従い、各府省において決定できることとしている。ただし、

本府省の企画官等の標準的な職務の級である行政職俸給表（一）7級以上の上位級への決定において基準どおりでない例外的な給与決定に係る案件や、民間における特に有用な知識・経験を有する者の初任給決定における特例的な決定を行う案件等については、人事院への協議を必要としている。このため、人事院は各府省からの個別の協議に応じ、審査を行った。

3 独立行政法人等の給与水準の公表

総務大臣が定める給与水準公表のガイドライン等に基づき、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人等の給与水準が公表されている。人事院は、これら法人（平成24年度206法人）による給与水準の公表に当たり、各法人と国家公務員との給与の比較指標等を作成、提供するなど、専門機関として必要な協力を行った。

第3章 補足資料

資料3-1 俸給表の適用範囲

俸給表の種類	適用を受ける職員の範囲
行政職俸給表（一）	他の俸給表の適用を受けない全ての職員（ただし、非常勤職員を除く。）
行政職俸給表（二）	機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門行政職俸給表	植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
税務職俸給表	国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表（一）	警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表（二）	検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表（一）	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表（二）	船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表（一）	大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表（二）	高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
研究職俸給表	試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（一）	病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（二）	病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（三）	病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるもの
福祉職俸給表	障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門スタッフ職俸給表	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
指定職俸給表	事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるもの
特定任期付職員俸給表	任期付職員法の規定により任期を定めて採用された職員のうち、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員（特定任期付職員）
任期付研究員俸給表	任期付研究員法の規定により任期を定めて採用された職員

資料3-2 俸給表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均給与月額

(平成24年国家公務員給与等実態調査)

俸給表	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額											
				俸給		扶養手当	俸給の特別調整額		地域手当等		住居手当	その他			
				減額前	減額後		減額前	減額後	減額前	減額後		減額前	減額後		
人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全俸給表	257,478	42.8	21.4	411,745	382,800	342,168	317,013	12,313	11,200	10,080	36,078	33,433	3,751	6,235	6,210
行政職俸給表(一)	140,981	42.8	21.2	401,789	372,906	329,917	304,944	12,260	11,899	10,709	36,337	33,637	4,001	7,375	7,355
行政職俸給表(二)	3,479	49.7	29.5	323,181	307,506	285,030	270,465	12,084			21,390	20,319	2,916	1,761	1,722
専門行政職俸給表	8,061	41.5	19.4	431,473	401,015	347,170	321,286	11,265	11,595	10,435	45,176	41,842	6,139	10,128	10,048
税務職俸給表	53,551	43.2	22.3	443,968	411,574	373,766	345,622	12,019	12,768	11,492	40,050	37,086	3,305	2,060	2,050
公安職俸給表(一)	22,227	41.2	20.0	367,421	346,716	316,195	297,622	14,003	5,874	5,287	25,156	23,618	2,112	4,081	4,074
公安職俸給表(二)	22,639	41.6	20.0	407,846	380,364	347,284	322,773	13,131	8,923	8,030	28,478	26,489	4,133	5,897	5,808
海事職俸給表(一)	196	45.6	24.7	469,546	435,551	381,844	352,940	16,793	14,115	12,704	48,082	44,511	2,707	6,005	5,896
海事職俸給表(二)	319	42.5	23.9	379,813	358,676	318,875	299,916	13,464			38,603	36,450	3,284	5,587	5,562
教育職俸給表(一)	82	46.1	22.4	471,968	434,859	430,671	395,041	16,720	2,262	2,036	16,795	15,542	3,277	2,243	2,243
教育職俸給表(二)	95	47.1	22.5	445,223	425,140	392,299	373,964	11,047	2,699	2,429	32,307	30,829	4,158	2,713	2,713
研究職俸給表	1,358	45.1	21.8	549,821	505,657	402,533	369,827	12,166	59,635	53,671	67,015	61,521	4,876	3,596	3,596
医療職俸給表(一)	581	50.2	23.6	820,695	775,210	492,913	455,222	14,413	16,416	14,774	80,411	74,365	5,700	210,842	210,736
医療職俸給表(二)	446	44.6	20.3	350,029	329,579	309,588	290,608	9,731	1,589	1,430	19,185	18,011	5,118	4,818	4,681
医療職俸給表(三)	1,777	45.7	21.5	342,896	326,642	313,617	298,203	7,000	501	451	13,390	12,730	4,941	3,447	3,317
福祉職俸給表	246	41.0	17.4	371,712	347,846	326,961	305,230	9,246	4,001	3,601	25,609	23,899	4,313	1,582	1,557
専門スタッフ職俸給表	194	54.7	31.8	605,450	548,668	498,159	449,866	14,668			90,413	81,977	835	1,375	1,322
指定職俸給表	853	56.2	32.6	1,019,300	920,135	867,297	782,563				147,710	133,279		4,293	4,293
特定任期付職員俸給表	337	42.1		617,896	566,213	527,700	483,536				89,533	82,014		663	663
第一号任期付研究員俸給表	18	44.3		498,573	458,912	431,944	397,601				66,629	61,311			
第二号任期付研究員俸給表	38	34.8		388,314	358,143	338,763	312,441				49,551	45,702			

- (注) 1 職員数は、一般職非現業国家公務員のうち、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者(新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員(専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。)、在外公館勤務者等は含まない。)である。
 2 「全俸給表」の「平均経験年数」には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
 3 「俸給」には、俸給の調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含む。
 4 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 5 「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等である。
 6 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。
 7 扶養手当及び住居手当は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置の対象外である。

資料3-3 俸給表別、最終学歴別及び性別人員構成比

(平成24年国家公務員給与等実態調査)
(単位：%)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全 俸 給 表	100.0	49.7	4.8	13.8	36.1	0.3	84.4	15.6
行政職俸給表(一)	100.0	53.4	5.4	13.0	33.6	0.0	84.0	16.0
行政職俸給表(二)	100.0	6.7	—	8.5	74.4	10.3	75.4	24.6
専門行政職俸給表	100.0	55.9	21.1	33.8	10.3	0.1	83.8	16.2
税務職俸給表	100.0	43.0	1.0	4.2	52.8	0.0	83.2	16.8
公安職俸給表(一)	100.0	51.3	1.2	7.9	40.6	0.2	92.0	8.0
公安職俸給表(二)	100.0	42.7	2.3	36.9	19.6	0.9	88.7	11.3
海事職俸給表(一)	100.0	30.1	—	25.5	34.2	10.2	99.0	1.0
海事職俸給表(二)	100.0	2.2	—	22.9	61.8	13.2	99.4	0.6
教育職俸給表(一)	100.0	93.9	52.4	6.1	—	—	96.3	3.7
教育職俸給表(二)	100.0	71.6	12.6	26.3	2.1	—	73.7	26.3
研究職俸給表	100.0	97.5	74.2	0.8	1.5	0.1	82.0	18.0
医療職俸給表(一)	100.0	100.0	30.3	—	—	—	80.7	19.3
医療職俸給表(二)	100.0	48.2	3.6	48.9	2.5	0.4	63.7	36.3
医療職俸給表(三)	100.0	3.9	0.3	86.5	9.6	—	16.5	83.5
福祉職俸給表	100.0	78.0	4.1	16.3	5.7	—	59.8	40.2
専門スタッフ職俸給表	100.0	89.2	22.2	1.5	9.3	—	95.9	4.1
指定職俸給表	100.0	99.1	11.1	—	0.9	—	97.8	2.2
特定任期付職員俸給表	100.0	96.7	19.9	2.7	0.6	—	85.5	14.5
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	88.9	—	—	—	77.8	22.2
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	100.0	—	—	—	71.1	28.9

(注) 1 「大学卒」には修士課程及び博士課程修了者を、「短大卒」には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

資料3-4 平成24年職種別民間給与実態調査の産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：所)

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計		9,971	1,537	1,235	1,193	4,240	1,766
漁業		6	0	0	0	5	1
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		806	140	111	109	230	216
製造業		4,702	526	561	575	2,085	955
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		1,914	455	255	204	686	314
卸売業、小売業		1,084	132	132	148	510	162
金融業、保険業、不動産業、 物品賃貸業		534	183	86	60	176	29
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業		925	101	90	97	548	89

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が74所、調査不能の事業所が1,040所あった。
2 調査対象事業所11,085所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所74所を除いた11,011所に占める調査完了事業所9,971所の割合(調査完了率)は、90.6%。
3 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

資料3-5 民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成24年職種別民間給与実態調査)
(単位：円)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大 学 卒	194,353	197,207	192,339	190,309
		短 大 卒	165,531	168,782	162,669	166,355
		高 校 卒	155,637	158,093	154,135	154,347
	新卒技術者	大 学 卒	198,509	202,475	197,169	191,874
		短 大 卒	177,962	178,731	176,469	179,332
		高 校 卒	159,454	160,953	158,823	157,210
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	195,777	198,782	194,138	190,915
		短 大 卒	171,966	174,186	168,942	174,709
		高 校 卒	157,582	159,594	156,584	155,580
その他	新卒船員	海上技術学校卒	170,699	—	171,064	169,945
	新卒大学助教	大 学 卒	262,444	316,500	219,200	—
	新卒大学助手	大 学 卒	193,444	185,800	211,600	—
	新卒高等学校教諭	大 学 卒	206,469	223,253	198,242	200,599
	新卒研究員	大 学 卒	200,471	206,143	196,848	185,161
	新卒研究補助員	短 大 卒	183,114	183,990	178,767	—
		高 校 卒	164,209	172,814	161,125	152,210
	準新卒医師	大 学 卒	398,816	392,434	473,779	—
	準新卒薬剤師	大 学 卒	216,556	220,971	205,861	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	194,559	190,013	200,907	—
	新卒栄養士	短 大 卒	161,662	174,031	157,066	—
	準新卒看護師	養成所卒	205,712	209,296	200,428	225,829
準新卒准看護師	養成所卒	176,181	180,968	173,004	183,551	

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、国家公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成23年度中に資格免許を取得し、平成24年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成21年3月大学卒業後、平成21年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成24年4月までの間に採用された者に限っている。

資料3-6 民間の職種別従業員数、平均年齢及び平均支給額

(平成24年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	調査人員 (復元後)	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額				備考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)	うち 通勤手当	
	人	人	歳	円	円	円	円	
支店長	770	3,295	52.1	759,101	1,446	757,655	11,716	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	13,647	94,526	51.8	775,114	1,029	774,085	23,766	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
事務部次長	4,714	27,237	50.5	631,755	3,077	628,678	16,605	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事務課長	25,513	162,363	47.7	577,150	6,033	571,117	15,055	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	7,747	45,973	44.2	536,300	55,921	480,379	14,530	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事務係長	29,083	164,671	43.6	457,395	50,947	406,448	17,354	係の長及び係長級専門職
事務主任	20,305	124,575	39.9	419,050	62,485	356,565	15,075	
事務係員	118,009	836,581	35.0	320,575	37,475	283,100	13,858	
工場長	636	2,577	53.0	693,209	2,337	690,872	12,365	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
技術部長	8,922	45,809	51.6	659,660	1,800	657,860	15,044	事務部長に同じ。
技術部次長	2,998	17,048	49.8	617,683	2,388	615,295	10,407	事務部次長に同じ。
技術課長	22,153	126,441	47.7	551,888	5,738	546,150	11,963	事務課長に同じ。
技術課長代理	5,447	25,787	45.5	482,162	32,666	449,496	12,836	事務課長代理に同じ。
技術係長	23,981	154,991	43.2	479,117	67,198	411,919	12,461	事務係長に同じ。
技術主任	18,161	118,028	40.8	428,336	67,227	361,109	11,515	
技術係員	85,443	742,847	34.0	348,023	58,713	289,310	10,285	
電話交換手	69	263	45.4	304,048	6,401	297,647	17,641	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	240	941	51.2	391,701	67,283	324,418	10,812	
守衛	561	2,309	49.8	393,145	42,399	350,746	9,404	
用務員	315	1,553	50.9	327,138	14,374	312,764	7,955	

資料3-7 民間の給与改定等の状況

(平成24年職種別民間給与実態調査)

1 本年のベース改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係	員	14.1 (16.9)	15.2 (16.8)	0.6 (0.5)	70.1 (65.8)
課	長 級	12.6 (15.1)	14.1 (14.9)	0.9 (0.6)	72.4 (69.4)

(注) () 内は、平成23年調査の結果である(以下同じ)。

2 本年の定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係	員	86.2 (87.3)	81.0 (81.2)	25.0 (28.0)	8.6 (9.9)	47.4 (43.3)	5.2 (6.1)	13.8 (12.7)
課	長 級	78.0 (76.7)	72.7 (70.7)	21.9 (23.8)	7.9 (8.8)	42.9 (38.1)	5.3 (6.0)	22.0 (23.3)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 平成24年1月以降の雇用調整の状況

(単位：%)

措置内容	措置状況
措置あり	22.1 (29.3)
採用の停止・抑制	12.2 (15.6)
残業の規制	7.3 (8.0)
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.6 (3.8)
一時帰休・休業	3.4 (7.7)
賃金カット	3.1 (4.5)
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.4 (2.4)
希望退職者の募集	2.1 (2.3)
転籍	1.6 (2.7)
正社員の解雇	0.7 (1.0)
ワークシェアリング	0.4 (0.8)

(注) 措置内容については、複数回答である。

4 賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係	員	3.0	6.6
課	長 級	3.6	7.3

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。